

これからの高校づくりに関する指針  
【案】

北海道教育委員会



## 目 次

### はじめに

<b>第1章 基本的な考え方</b>	1
1 指針の趣旨等	1
(1) 指針の趣旨	1
(2) 指針の適用等	1
2 公立高校の配置	2
(1) 現状と課題	2
ア 取組の現状	2
イ 中学校卒業者数の状況	2
ウ 課題	3
(2) 配置の基本的な考え方	3
ア 全日制課程	3
イ 定時制課程	5
ウ 学級定員	6
エ 公立高校と私立高校の関係	6
(3) 配置計画の策定	6
<b>第2章 社会の変化や時代の要請に応える高校づくり</b>	7
1 活力と魅力のある高校づくり	7
(1) 全日制課程	7
ア 普通科	7
イ 専門学科（理数科、体育科及び外国語等に関する学科）	8
ウ 総合学科	8
(2) 定時制課程・通信制課程	9
ア 定時制課程	9
イ 通信制課程	10
(3) 特色ある学校	10
ア 中高一貫教育校	10
イ 単位制高校	11
ウ 新たな特色ある高校	11
(4) 教育諸条件等の整備	13
ア 道外からの入学者の受入れ	13
イ 通学区域	13
ウ 修学に対する支援	13

2 経済社会の発展に寄与する人材を育む高校づくり	14
(1) 北海道の基幹産業を担う農業科・水産科	14
ア 農業に関する学科	14
イ 水産に関する学科	15
(2) 技術革新や経済構造の変化に対応する工業科・商業科	15
ア 工業に関する学科	15
イ 商業に関する学科	16
(3) 生活や健康に関する社会的ニーズに対応する家庭科・看護科・福祉科	16
ア 家庭に関する学科	16
イ 看護に関する学科	16
ウ 福祉に関する学科	17
3 地域とつながる高校づくり	17
(1) 地域連携特例校	17
ア 地域連携協力校との連携	18
イ 地域連携協力校以外の高校との連携	18
ウ 地域と連携した取組	18
(2) 地域と密接に結び付いた取組の推進	19
ア 他校種等との連携	19
イ 学校運営の改善に向けた地域住民の参画	19
参考資料	20

---

## はじめに

---

北海道教育委員会では、平成18年8月に策定した「新たな高校教育に関する指針」（以下「旧指針」という。）に基づき、「公立高等学校配置計画」（以下「配置計画」という。）を毎年度策定し、募集定員の調整や学校の再編などを行うとともに、総合学科や単位制、中高一貫教育などの多様なタイプの高校を多くの通学区域に設置・導入するなど、特色ある高校づくりを進めてきました。

また、地理的状況等から再編が困難であり、かつ地元からの進学率の高い高校である地域キャンパス校に対して、遠隔システム\*1を導入するなどして、その教育環境の充実を図ってきました。

こうした中、広域分散型の本道において、人口減少社会への対応や地方創生の観点から地域の教育機能を確保することは重要であること、時代の進展や生徒の幅広い学習ニーズに対応した多様なタイプの高校の在り方について検討が必要であることなどから、地域キャンパス校の在り方をはじめ、旧指針の検証を行った結果、多様なタイプの高校などに関して「活力と魅力のある高校づくり」、職業学科\*2の在り方などに関して「経済社会の発展に寄与する人材を育む高校づくり」、地域キャンパス校の在り方などに関して「地域とつながる高校づくり」の3つの視点に基づき、新しい指針「これからの高校づくりに関する指針」を策定することとしました。

---

## 第1章 基本的な考え方

---

### 1 指針の趣旨等

#### (1) 指針の趣旨

本指針は、近年のグローバル化や情報化の進展などの社会の急速な変化や、生徒の興味・関心、進路希望等の多様化、中学校卒業者数の減少など高校を取り巻く環境の変化に対応し、未来を担う人材を育む教育機能の維持向上を図るため、これからの高校づくりに当たっての基本的な考え方と具体的な施策を示すものです。

なお、「新しい教育計画」を踏まえて策定するものです。

#### (2) 指針の適用等

平成33年度以降の配置計画から適用することとしますが、地域連携特例校\*3の取扱いなど、実施可能な施策については平成30年度から実施します。

また、新しい教育計画の実施期間の最終年に、成果と課題の検証を行うとともに、

---

\*1 映像や音声を双方向でライブ配信するシステムであり、遠隔授業や生徒間交流、教職員研修等に活用

\*2 職業学科についてはP14参照

\*3 地域連携特例校についてはP5及びP17参照

教育環境の変化や地域の教育課題等に的確に対応するため、国の施策の動向や時代の要請等を踏まえ、必要に応じて見直しを図ります。

## 2 公立高校の配置

### (1) 現状と課題

#### ア 取組の現状

本道における公立高校の配置について、道教委では、これまで旧指針に基づき、毎年度、配置計画を策定して、適切な高校配置に努めてきたところであり、高校進学希望者数に見合った定員を確保することを基本として、募集定員の調整や学校の再編などを行うとともに、総合学科の設置、単位制、普通科フィールド制、中高一貫教育の導入など多様なタイプの高校づくりに取り組むほか、地域の教育機能の維持向上のため、地域キャンパス校の導入などを進めてきました。

#### <平成29年度の公立高校設置状況>

【公立高校数】

	合計	(うち道立)	(うち市町村立)
全日制課程	224校	201校	23校
定時制課程	42校	33校	9校
通信制課程	1校	1校	0校

※全日制課程の高校数には

中等教育学校を含む

【多様なタイプの高校数（全日制）】

	合計	(うち道立)	(うち市町村立)
総合学科	16校	15校	1校
単位制	29校	27校	2校
普通科フィールド制	7校	6校	1校
中高一貫（連携型）	8地域	6地域	2地域
中高一貫（一体型）	2校	1校	1校

【地域キャンパス校の導入校数】

地域キャンパス校 19校 ※全て道立高校

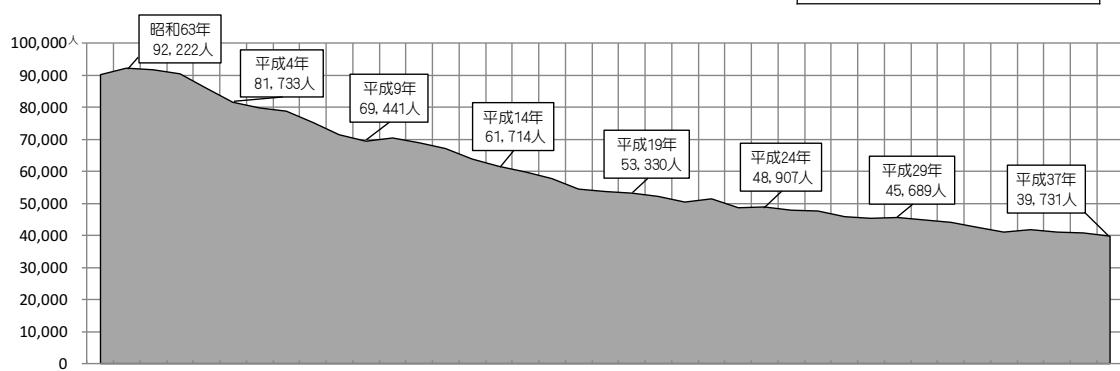
#### イ 中学校卒業者数の状況

本道の中学校卒業者数は昭和63年の92,222人をピークに減少が続き、平成29年にはピーク時の半数を割り込む45,689人となっています。

今後においても、中学校卒業者数は減少を続け、平成37年には平成29年よりも約6,000人少ない約39,700人まで減少する見込みです。

#### <北海道における中学校卒業者数の推移>

※平成30年以降は推計値



## ウ 課題

高校教育においては、幅広い知識や教養を身に付け、豊かな人間性や社会性を培うことが大切であり、各高校において、社会で生きていくために必要となる力を共通して身に付ける観点と、一人一人の生徒の進路に応じた多様な可能性を伸ばす観点を軸としつつ、育成を目指す資質・能力を明確にし、それらを教育課程を通じて育んでいくことが重要とされています。

こうしたことから、今後も中学校卒業者数の減少が見込まれ、高校の募集定員の削減が避けられない状況の中、一定規模の生徒及び教職員の集団による活力ある教育活動の展開や生徒の学習ニーズに応える多様で柔軟な教育課程の編成が可能となるよう、引き続き、学校の再編などにより、望ましい学校規模の維持に努める必要があります。

一方、広域分散型の本道において、近隣の高校との再編が困難な地域にあって、望ましい学校規模を下回る高校が多数あることから、今後とも、こうした高校の教育環境の充実に向けた取組を進める必要があります。

さらに、人口減少社会への対応や地方創生の観点からも、地域における教育機会の確保や教育機能の維持向上が重要であり、ＩＣＴの実践的な活用が拡大しているといった教育環境の変化も踏まえ、高校の配置が地域に与える影響、高校に対する地域の期待や取組なども十分勘案しながら、適切な高校配置に努める必要があります。

### (2) 配置の基本的な考え方

(1)のウに記載の課題を踏まえ、高校進学希望者数に見合った定員を確保するとともに、教育水準の維持向上と教育の機会均等を図る観点から、地域の実情等を考慮しながら、適切な高校配置を進めます。

#### ア 全日制課程

全日制課程については、一定規模の生徒及び教職員の集団を維持し、活力ある教育活動を展開する観点から、可能な限り 1 学年 4 ~ 8 学級の望ましい学校規模を維持できるよう、再編整備などを進めます。

#### <望ましい学校規模の利点>

- ・多様な個性を持つ生徒と出会うことにより、お互いに切磋琢磨する機会が得られる
- ・生徒の学習ニーズに応える多様で柔軟な教育課程が編成できる
- ・より多くの教職員の指導により、多様な見方や考え方方が学べる
- ・生徒会活動や部活動が活性化し充実する

再編整備などに当たっては、今後の中学校卒業者数の状況を踏まえた上で、広域な本道における都市部と郡部の違い、地域の実情や学校・学科の特性などを考慮しながら進めます。

#### (ア) 小規模校（第1学年3学級以下の高校）の取扱い

小規模校においては、限られた教員数の中で生徒一人一人に対するきめ細かな指導を行うなど、小規模校の特性に応じた特色ある教育活動を展開していますが、一方で、教育課程の編成において制約があることや生徒同士が切磋琢磨する機会に乏しいことなどの課題もあります。

こうしたことから、第1学年3学級以下の高校については、原則として、再編整備の対象とし、次のとおり取扱います。

##### a 第1学年3学級の高校

第1学年3学級の高校については、可能な限り望ましい学校規模となるよう近隣の高校との再編を進めます。

##### b 第1学年2学級以下の高校

第1学年2学級以下の高校については、原則として、

- ・通学区域における中学校卒業者数の状況
- ・学校規模
- ・募集定員に対する欠員の状況
- ・地元からの進学率
- ・通学区域における同一学科の配置状況

などを総合的に勘案し、順次、再編整備を進めます。

##### (a) 離島にある高校の取扱い

離島にある高校については、5月1日現在の第1学年の在籍者数が10人未満となり、その後も生徒数の増が見込まれない場合は、再編整備を進めます。

##### (b) 地域連携特例校の取扱い

第1学年1学級の高校のうち、地理的状況等から再編が困難であり、かつ地元からの進学率が高い高校（旧指針における地域キャンパス校）は地域連携特

例校\*4として、存続を図ります。

なお、5月1日現在の第1学年の在籍者数が20人未満となり、その後も生徒数の増が見込まれない場合は、再編整備を進めます。

(c) 農業、水産、看護又は福祉に関する学科を置く高校の取扱い

第1学年1学級の高校のうち、農業、水産、看護又は福祉に関する学科を置く高校については、5月1日現在の第1学年の在籍者数が20人未満となり、その後も生徒数の増が見込まれない場合は、再編整備を進めます。

(d) 地域の取組を勘案した特例的取扱い

第1学年1学級の高校のうち、地域連携特例校及び農業、水産、看護又は福祉に関する学科を置く高校については、地方創生に取り組む地域との連携のほか、地域において、本道の基幹産業である一次産業や安心な暮らしを支える医療・福祉を担う人材を育成する観点から、所在市町村をはじめとした地域における、高校の教育機能の維持向上に向けた具体的取組とその効果を勘案した上で、再編整備を留保します。

ただし、この場合にあっても、5月1日現在の第1学年の在籍者数が2年連続して10人未満となった場合には、再編整備を進めます。

(イ) 複数学科設置校の取扱い

複数の学科を設置している高校については、中学校卒業者数の状況に応じて学科の再編整備などを進めるほか、5月1日現在の第1学年全体で40人以上の欠員があり、その後も生徒数の増が見込まれない場合においても、地域の実情や学校・学科の特性などを考慮しながら、学科の再編整備などを進めます。

(ウ) 都市部において複数の高校がある場合の取扱い

複数の高校が配置されている都市部においては、第1学年4学級以上の高校についても、地域の実情などを踏まえながら、再編を進めます。

イ 定時制課程

定時制課程については、様々な入学動機を持つ生徒が学んでいますが、入学者数

---

\*4 地域連携特例校についてはP17参照

は減少傾向\*5 にあります。こうしたことから、今後の中学校卒業者数の状況などを勘案し、次のとおり取り扱います。

#### (7) 第1学年1学級の高校の取扱い

第1学年1学級の高校については、5月1日現在の第1学年の在籍者数が10人未満となり、その後も生徒数の増が見込まれない場合は、再編整備を進めます。

#### (1) 複数学科設置校の取扱い

複数の学科を設置している高校については、いずれかの学科において5月1日現在の第1学年の在籍者数が10人未満となり、その後も生徒数の増が見込まれない場合は、学科の再編整備を進めます。

### ウ 学級定員

学級定員については、「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」(昭和36年法律第188号)に基づき、40人とします。

なお、引き続き、国からの加配を活用した少人数指導の充実に努めます。

### エ 公立高校と私立高校の関係

私立高校は独自の建学精神と教育理念に基づき、特色ある教育活動を展開し、公立高校とともに高校教育の充実に大きな役割を果たしています。

こうしたことから、私立高校所在学区にあっては、公立高校において、中学校卒業者数の増減に応じ、私立高校の配置状況に配慮した定員調整を行うこととし、調整に当たっては、公立高校と私立高校の定員比率を勘案するとともに、北海道公私立高等学校協議会等において、私学関係者と協議を行います。

#### (3) 配置計画の策定

生徒の進路選択や将来を見据えた学校経営を考慮し、3年間の具体的な配置計画とその後4年間の見通しを示した配置計画を毎年度策定します。

配置計画を策定した後、急激な中学校卒業者数の増減や生徒の進路動向に大きな変動などが生じた場合は、必要に応じて配置計画の一部を変更します。

市町村立高校の配置等については、設置者である市町村と協議し、配置計画に反映します。

---

\*5 定時制課程における入学者数は、平成20年度で1,760人、平成23年度で1,571人、平成26年度で1,351人、平成29年度で1,086人となっている。

また、配置計画の策定に当たっては、各通学区域ごとに「地域別検討協議会」を開催し、これまで以上に幅広く丁寧に意見を伺うほか、関係市町村とも十分に協議します。

さらに、将来的に再編整備などの検討が必要な学校が所在する地域においては、関係市町村に対して、できるだけ早期に必要な情報や検討すべき課題を示すなどして、地域における協議を促進します。

なお、地元市町村から、高校を核とした地域振興や特色ある学校づくりを進めるため、道立高校から市町村立高校への移管の要望がある場合は、当該市町村と協議を進めます。移管に当たっては、魅力ある高校づくりに向けた市町村の取組に必要な協力をに行います。

---

## 第2章 社会の変化や時代の要請に応える高校づくり

### 1 活力と魅力のある高校づくり

社会の変化や生徒の多様な学習ニーズなどに対応するためには、特色ある高校づくりを推進することは重要であり、学校や地域の実情に応じて、総合学科や単位制、中高一貫教育などの多様なタイプの高校づくりを進めるほか、各高校において、地域の人材や自然、産業などの教育資源を取り入れた教育活動を行うなど、地域の特性を生かした活力と魅力のある高校づくりを進めることが大切です。

#### (1) 全日制課程

##### ア 普通科

普通科においては、類型\*6 の設定や学校設定科目\*7 の開設などにより、生徒の興味・関心、進路希望等に対応する教育活動を推進しています。

現在、普通科を設置している高校は、道立が146校（中等教育学校を含む。）、市町村立が14校となっています。

入学者選抜における最近5年間の当初出願倍率は、1.04倍から1.06倍で推移しています。平成29年度は1.05倍となっており、特に都市部の高校\*8 では1.16倍となっています。

中・高校生やその保護者などを対象に平成28年11月に実施した「高校教育に関する意向調査」\*9（以下「意向調査」という。）の結果では、「希望する学科」について、中学生及びその保護者の半数以上が「普通科」と回答しており、平成17年12月

---

\*6 文型、理型等のように生徒が自己の特性、進路希望等に応じ、学習に計画性や継続性が持てるよう学校が独自に教科・科目を予め配列したもの

\*7 学習指導要領に示す科目以外に、各学校が独自に名称、目標、内容、単位数等を定めた科目

\*8 人口5万人以上の市（平成28年11月に実施した「高校教育に関する意向調査」と同様）

\*9 全道の中学生、高校生、小学生・中学生・高校の保護者、インターネット教育モニター 合計38,340人を対象に実施

に実施した調査\*10（以下「前回調査」という。）の結果と比較してその割合が増加\*11しています。

普通科については、こうした状況や地域の実情などを踏まえ、適切な配置となるよう検討します。

また、旧指針においては、普通科の特色づくりの取組として、普通科フィールド制を道立高校6校と市立高校1校に導入しました。

普通科フィールド制については、ガイダンスの機能の充実や学校設定科目の開設など、教育課程の充実に努めているものの、学校によっては開設科目数が限られているといった課題もみられるため、生徒の多様な学習ニーズに応える観点から、総合学科や単位制への移行など、制度の見直しを含めてその在り方を検討します。

#### イ 専門学科（理数科、体育科及び外国語等に関する学科）

専門学科のうち、理数科、体育科及び外国語等に関する学科においては、数学、理科、体育、英語などについて深く学びたいという興味・関心を持った生徒に対して、専門性を高める教育活動を推進しています。

現在、理数に関する学科を5校、体育に関する学科を1校、外国語に関する学科を2校に設置しています。また、市町村立には、理数英に関する学科を設置している中等教育学校や工芸に関する学科を設置している高校があります。

入学者選抜における最近5年間の当初出願倍率は、1.07倍から1.51倍で推移しています。平成29年度は1.07倍となっており、概ね全ての学科において定員を上回る出願があります。

意向調査の結果では、「希望する学科」について、「専門学科（理数科、体育科、外国語科、工芸科などの学科）」と回答した中学生及びその保護者の割合が、前回調査の結果と比較して同程度である\*12ことや、スーパーサイエンスハイスクールや教育課程研究指定校事業など、国の研究指定校として、先進的な教育活動に取り組み、その成果を広く発信していることなどを踏まえながら、適切な配置となるよう検討します。

#### ウ 総合学科

総合学科では、普通教科から専門教科にわたって幅広く科目を開設し、生徒の興味・関心、進路希望等に応じた教育活動を推進しています。

現在、総合学科を設置している高校は、道立が15校、市町村立が1校となってい

\*10 全道の中学生、高校生、中学生・高校生の保護者、一般道民 合計65,956人を対象に実施

\*11 中学生（前回調査54.9%、意向調査58.9%）、中学生の保護者（前回調査49.6%、意向調査55.2%）

\*12 中学生（前回調査6.8%、意向調査7.0%）、中学生の保護者（前回調査2.8%、意向調査4.1%）

ます。

入学者選抜における最近5年間の当初出願倍率は、0.98倍から1.02倍で推移しており、平成29年度は0.98倍となっていますが、郡部<sup>\*13</sup>の高校では入学者数の減少により小規模校化が進んでいます。

意向調査の結果では、「希望する学科」について、「総合学科」と回答した中学生及びその保護者の割合が、前回調査の結果と比較して若干減少<sup>\*14</sup>しています。

また、「希望する学習のしくみ」について、郡部の中学生及び高校生<sup>\*15</sup>は、9つの選択肢のうち「将来の職業選択を視野に入れて普通科目から職業科目まで幅広く学習できる」を最も多く選択<sup>\*16</sup>しています。

総合学科は、幅広い選択科目から自分で科目を選択して学ぶことができるから、小規模校となった場合でも、生徒の多様な学習ニーズや進路希望等に対応できるよう、国による教員の加算や民間非常勤講師<sup>\*17</sup>を活用するなどして、教育活動の充実を図るとともに、地域の実情や学科の配置状況を踏まえながら、適切な配置となるよう検討します。

## (2) 定時制課程・通信制課程

### ア 定時制課程

現在、定時制課程は、道立高校として、I部（午前）、II部（午後）、III部（夜間）の3部制のもと、普通科と商業に関する学科を併設している北海道有朋高等学校のほか、夜間定時制の普通科を22校、職業学科<sup>\*18</sup>を10校に設置しており、各学校においては、定通併修制<sup>\*19</sup>や学校外における学修の単位認定などを活用した「3修制<sup>\*20</sup>」に取り組むなど、履修形態の多様化、弾力化に努めています。

このほかにも、市町村立高校として、3部制が1校、昼間定時制の普通科が1校、職業学科が5校、夜間定時制の普通科が2校に設置されています。

定時制課程については、様々な入学動機を持つ生徒が学んでいますが、入学者数は減少傾向<sup>\*21</sup>にあります。こうしたことから、今後の中学校卒業者数の状況など

\*13 人口1万人未満の市町村（意向調査と同様）

\*14 中学生（前回調査9.5%、意向調査7.0%）、中学生の保護者（前回調査21.2%、意向調査18.5%）

\*15 郡部の高校に在籍している高校生

\*16 選択肢（2つまで選択可）

・将来的職業選択を視野に入れて普通科目から職業科目まで幅広く学習できる（郡部の中学生62.1%、郡部の高校生59.6%）

・自分の進路希望にあわせて、その分野を選択して学習できる（郡部の中学生56.7%、郡部の高校生58.2%）

・午前・午後・夜間などから好きな時間帯を選択して学習できる（郡部の中学生23.7%、郡部の高校生21.6%）

・コンピューターやインターネットなどを利用して、他の学校の先生や離れたところにいる先生の授業を受けながら学習できる（郡部の中学生17.3%、郡部の高校生14.9%）

・高校と中学校が一緒に設置されていて、中学校から6年間一貫して学習できる（郡部の中学生12.1%、郡部の高校生8.7%）

・特にない（郡部の中学生8.2%、郡部の高校生11.5%）

・学年の区分がなく、自分で3年間の時間割を設定して学習できる（郡部の中学生6.9%、郡部の高校生10.3%）

・わからない（郡部の中学生6.0%、郡部の高校生5.5%）

・その他（郡部の中学生2.6%、郡部の高校生2.3%）

\*17 総合学科設置校などに勤務する特定の分野についての専門的な知識又は技術を有する民間人の非常勤講師

\*18 職業学科についてはP14参照

\*19 定時制課程に在学している生徒が、自校あるいは他校の通信制課程で一部の科目の単位を取得した場合、卒業に必要な単位に含めることができる制度

\*20 教育課程編成の工夫により、全日制課程と同様、3年間で卒業が可能となる制度

\*21 入学者数の減少傾向については、P6の\*5参照

を勘案し、地域の実情や学校・学科の配置状況を踏まえながら、適切な配置となるよう検討します。

## イ 通信制課程

現在、通信制課程は、北海道有朋高等学校に設置しており、生徒一人一人の多様な学習ニーズに対応した教育活動を行っています。

通信制課程については、現状の配置を基本としながら、生徒の生活スタイル等に応じた学習機会の確保やＩＣＴの活用なども含めた教育活動の充実に努めます。

## (3) 特色ある学校

### ア 中高一貫教育校

中高一貫教育校では、生徒や保護者が6年間の一貫教育も選択できるようにすることにより、中等教育の一層の多様化を推進しており、生徒一人一人の個性を重視した教育活動に取り組んでいます。

#### (ア) 連携型中高一貫教育校

現在、連携型中高一貫教育\*22 は、8つの地域で実施しており、中学校と高校の教員による相互交流や乗り入れ授業、総合的な学習の時間の合同実施、6年間を見通したキャリア教育の実施など、中学校と高校が連携した様々な教育活動に取り組んでいます。

市町村において、道立高校と中学校（義務教育学校を含む。）との間での連携型中高一貫教育の導入を新たに希望する場合、その導入に向けた協議を行います。

なお、連携高校の第1学年の学級数が1学級となった場合は、当該市町村と連携の継続も含め在り方を協議します。

#### (イ) 一体型中高一貫教育校

現在、一体型中高一貫教育校\*23 は、道立として北海道登別明日中等教育学校を設置しており、札幌市立として市立札幌開成中等教育学校が設置されています。

北海道登別明日中等教育学校では、6年間を3期に分けた弾力的な教育課程を編成するなど、特色ある教育活動を展開しており、生徒一人一人の個性や創造性を重視した教育に取り組んでいます。

今後とも、こうした成果の発信・普及に努めるとともに、道外の設置状況等を

---

\*22 異なる設置者間でも実施可能で、中学校と高校が、教育課程の編成や教員・生徒間の交流等の連携を深める形態

\*23 1つの学校として、6年間の教育を一体的に行う形態の学校

情報収集し、高校を設置している市町村などに対して必要な情報提供を行います。

#### (ウ) 併設型中高一貫教育校

現在、併設型中高一貫教育校\*24 は、道内の公立学校には設置されていませんが、今後とも、道外の設置状況等を情報収集し、高校を設置している市町村などに対して必要な情報提供を行います。

#### イ 単位制高校

単位制\*25 高校では、生徒の興味・関心や進路希望等に応じて、多様な選択科目を開設するとともに、少人数指導や習熟度別指導、チーム・ティーチングなどのきめ細かな学習指導が行われています。

現在、全日制の道立高校27校に単位制を導入しており、市町村立高校でも2校に導入されています。そのうち、専門学科については、根室市内の再編により新設した根室高校の商業科に平成29年度、初めて導入しました。なお、平成29年度に公表した配置計画においては、平成30年度から平成32年度までに、新たに道立高校では専門学科を含め3校、市町村立高校では1校に導入することとしています。

単位制については、生徒一人一人の興味・関心等に応じて、主体的に学習に取り組むことが可能であることや、少人数によるきめ細かな学習指導を充実させることができることなどから、普通科のほか、専門学科においても学科の特性等を考慮しながら導入を検討します。

#### ウ 新たな特色ある高校

高校では、知識・技能の習得に加えて、思考力・判断力・表現力等の能力や、主体的に学習に取り組む態度を育成し、「生きる力」、「確かな学力」を確実に育み、その後の進路につなげていくことが重要です。

そのためには、生徒の学習意欲を喚起するとともに、義務教育段階の学習内容を含め、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図ることが必要です。

各学校では、必要に応じて、義務教育段階の学習内容を確実に身に付けさせるため、必履修教科・科目について標準単位数を超えて配当したり、基礎的・基本的な内容を扱う学校設定科目等を履修させた上で、必履修教科・科目を履修させたりするなど、生徒の実態等に応じた取組を行っています。

また、意向調査では、「高校に望む教育」について、高校生及びその保護者は6つ

\*24 同一の設置者による中学校と高校を接続する形態の学校

\*25 普通科に導入した単位制及び専門学科に導入した単位制

の選択肢のうち「理解が不十分な教科・科目の内容を基礎からわかりやすく学べる教育」を、最も多く選択<sup>\*26</sup>しており、充実した教育環境のもとで、生徒の多様な学習ニーズを的確に把握しながら、効果的な指導を行う必要があります。

こうしたことから、生徒が自己の生き方を考えながら、「分かる喜び」や「学ぶ意欲」を高めるため、義務教育段階の学習内容を含めた基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図るとともに、一人一人の社会的・職業的自立に向け必要な基盤となる能力や態度を育む新たな特色ある高校づくりについて、他都府県の事例<sup>\*27</sup>なども参考にしながら検討します。

#### ＜新たな特色ある高校の取組例＞

##### ○ 基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着に向けた取組

- ・学習習慣の定着に向けた指導（朝の10分学習など）
- ・個に応じた指導（習熟度別の少人数授業、チーム・ティーチングなど）
- ・わかる授業（基礎的な内容に重点を置いた学校設定科目の開設、30分授業など）

#### 1年生のある学級の時間割の例

前期（4月～7月）

校時	分	月	火	水	木	金
0	10					
朝の10分学習						
		S	H	R		
1	30	30分授業（基礎国語）				
	30	30分授業（基礎数学）		学校設定科目		
2	30	30分授業（基礎英語）				
3	50					

※3校時以降は50分授業（記載省略）

中・後期（8月～3月）

校時	分	月	火	水	木	金
0	10					
朝の10分学習						
		S	H	R		
1	30	30分授業（国語総合）				
	30	30分授業（数学Ⅰ）				
2	30	30分授業（コミュニケーション英語基礎）				
3	50					

##### ○ 社会的・職業的自立に向け必要な基盤となる能力や態度の育成に向けた取組

- ・社会性の育成（介護体験、ボランティア、手話等の多様な体験学習など）
- ・勤労観・職業観の育成（社会人による進路講話、インターンシップなど）
- ・主体的に進路を選択する力の育成（キャリアノート<sup>\*28</sup>の活用など）

\*26 選択肢（2つまで選択可）

・理解が不十分な教科・科目の内容を基礎からわかりやすく学べる教育（高校生54.1%、保護者50.1%）  
 ・大学などへの進学に対応するために、特に高い知識や技能を身に付けることができる教育（高校生50.4%、保護者47.2%）  
 ・学んだことがそのまま就職や卒業後の生活に役立つような実践的な教育（高校生32.1%、保護者46.2%）  
 ・普通教科の中から、特に興味・関心のある科目を自由に選んで学べる教育（高校生34.9%、保護者38.8%）  
 ・わからない（高校生7.1%、保護者3.1%）  
 ・その他（高校生3.7%、保護者2.9%）  
 ・未回答（高校生1.8%、保護者0.4%）

\*27 義務教育段階の学習内容が十分に定着していない生徒などを対象に、基礎的・基本的な学力を身に付けさせるとともに、社会的・職業的自立に必要な基盤となる能力や態度などを養うことに重点を置いた教育課程を編成・実施している高校として、東京都で「エンカレッジスクール」、神奈川県で「クリエイティブスクール」、大阪府で「エンパワメントスクール」が設置されている。こうした高校においては、2人担任制、30分授業、習熟度別授業などの取組が行われており、中途退学者数の減少、進路決定率の向上などの成果が見られている。

\*28 生徒が様々なキャリア教育に関わる活動について、学習の状況を記録したりワークシートとして用いたりするノート

#### (4) 教育諸条件等の整備

##### ア 道外からの入学者の受入れ

本道の基幹産業である農業や水産業を支える人材を育成する観点から、本道の自然環境等の特色を生かし、全国的に高水準の教育実践を行っている高校の一部の学科について、推薦入学者選抜において、道外からの生徒の出願が可能となるよう、これまで改善を図ってきました。

現在、道外からの推薦による入学者の受入れ数については、定員の5%程度とっていますが、今後は、これまでの出願状況や合格状況等のほか、地域特性なども踏まえながら、道外からの推薦による入学者の受入れの拡大について検討します。

##### イ 通学区域

生徒の学校選択幅を拡大するため、平成17年度の入学者選抜から、全日制課程の普通科への就学に係る通学区域を55学区から26学区となるよう、さらに、平成21年度の入学者選抜から石狩管内を1学区となるよう通学区域規則を改正したことにより、現在は19学区となっています。

今後とも、生徒の興味・関心、進路希望等に応じた学校選択が可能となるよう、継続して生徒の進路動向等の把握に努めます。

なお、全日制課程のうち普通科以外の学科、定時制課程及び通信制課程への就学に係る通学区域は、引き続き、道内全域とします。

##### ウ 修学に対する支援

修学の意志がありながら、経済的理由により修学が困難な生徒に対し、安心して高校生活を送ることができるよう、「公立高等学校等生徒奨学金」の周知等に努めています。

また、高校の再編整備への対応として、生徒の通学の利便性を図るため、公共交通機関に対し運行時間の調整等を要請するとともに、通学費及び下宿費の一部を補助する「高等学校生徒遠距離通学費等補助制度」を平成20年度から実施しています。

当該補助制度については、実費負担からの控除額の引き下げや支払方法の改善を図ってきており、今後とも、事業の実施状況等について把握しながら、適切な運用に努めるとともに、社会情勢の変化や財政状況等を勘案し、必要に応じて見直しを図ります。

## 2 経済社会の発展に寄与する人材を育む高校づくり

職業学科\*29 を設置する高校においては、本道産業の発展に寄与する有為な人材を育成するため、時代の変化に対応した専門的な教育を行っており、地域産業の担い手の育成にも重要な役割を果たしています。

こうしたことから、職業学科については、地域の関係機関、産業界等と連携を深め、望ましい教育環境の下、実践的な教育活動を推進する必要があります。

現在、職業学科は、全日制、定時制合わせて70校に配置しており、公立高校の生徒全体の約15%が職業学科で学んでいます。

一方、意向調査の結果では、「希望する学科」について、「職業学科」と回答した中学生及びその保護者の割合は、前回調査の結果と比較して減少\*30 しており、入学者選抜においても職業学科全体の最近5年間の当初出願倍率は、0.97倍から1.05倍で推移し、平成29年度は0.97倍となっています。

また、平成28年度卒業生（全日制課程）の進路状況は、大学・短大16.3%、専門学校等23.9%、就職57.8%、その他2.0%で、そのうち、それぞれの学科に関連する分野へ進学又は就職した生徒の割合は60.4%となっています。

職業学科については、学習指導要領に対応することはもとより、北海道産業教育審議会からの答申等を踏まえるとともに、地域における学校・学科の配置状況、それぞれの学科に関連する分野への進学及び就職の状況のほか、中学校卒業者の進路動向等を総合的に勘案して、学科の配置を検討する必要があります。

なお、農業や工業などに関する学科を配置する高校について、校舎間の移動が比較的容易な近隣の高校を再編する場合は、当該専門高校の産業教育施設や実習地などを有効に活用することを検討します。

### (1) 北海道の基幹産業を担う農業科・水産科

#### ア 農業に関する学科

農業に関する学科は、道立高校に、農業科、農業科学科、園芸科、園芸科学科、園芸デザイン科、畜産科学科、酪農科学科、酪農経営科、食品科学科、農業土木工学科、環境造園科、森林科学科、生活科学科、生産科学科、農業・生活科、生産環境科学科、地域資源応用科の計17の小学科、また、市町村立高校の全日制に、アグリビジネス科、生産技術科、地域農業科、フードシステム科、食品ビジネス科の計5の小学科があり、市町村立高校も含めて18校に配置しています。

農業は本道の基幹産業の一つであり、農業科配置校においては、農業経営者はも

\*29 専門学科のうち、農業、工業、商業、水産、家庭、看護、福祉の職業に関する学科

\*30 中学生（前回調査21.4%、意向調査15.9%）、中学生の保護者（前回調査21.1%、意向調査14.0%）

とより、大学や試験研究機関、地域産業界等と連携を深め、農業のグローバル化や6次産業化など、農業を取り巻く産業構造の変化に対応しながら、農業の各分野に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させるとともに、農業と社会の発展を図る創造的な能力と実践的な態度を育むなどして、本道の農業や関連産業を担う人材を育成する必要があります。

こうしたことから、農業に関する学科については、全道的な学校・学科の配置状況などを踏まえながら適切な配置となるよう検討することとし、学級数を減ずる場合等は、複数の学習内容に対応した学科に転換するなど、可能な限り生徒の学習選択幅を確保するよう配慮します。

#### イ 水産に関する学科

水産に関する学科は、道立高校に海洋漁業科、海洋技術科、水産食品科、品質管理流通科、栽培漁業科、機関工学科、情報通信科、海洋資源科の計8の小学科があり、3校に配置しています。

水産業は本道の基幹産業の一つであり、水産科配置校においては、水産業経営者はもとより、大学や試験研究機関、地域産業界等と連携を深め、水産技術の高度化や海洋環境問題、海洋性レクリエーションなど、海を取り巻く産業構造の変化に対応しながら、水産や海洋の各分野に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させるとともに、水産業と社会の発展を図る創造的な能力と実践的な態度を育むなどして、本道の水産業や関連産業を担う人材を育成する必要があります。

こうしたことから、水産に関する学科については、3校それぞれの役割などを踏まえながら適切な配置となるよう検討することとし、学級数を減ずる場合等は、複数の学習内容に対応した学科に転換するなど、可能な限り生徒の学習選択幅を確保するよう配慮します。

### (2) 技術革新や経済構造の変化に対応する工業科・商業科

#### ア 工業に関する学科

工業に関する学科は、道立高校に、機械科、電子機械科、自動車科、電気科、電気システム科、電気・建築科、情報技術科、建築科、建築システム科、土木科、建設科、環境土木科、工業化学科、環境化学科、理数工学科の計15の小学科があり、16校に配置しています。

工業科配置校においては、企業経営者はもとより、大学や試験研究機関、地域産業界等と連携を深め、技術革新や環境負荷軽減技術など、工業を取り巻く環境の変化に対応しながら、工業の各分野に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させるとともに、工業と社会の発展を図る創造的な能力と実践的な態度を育むなどして、

本道の工業を担う人材を育成する必要があります。

こうしたことから、工業に関する学科については、産業特性等の地域の実情に応じて適切な配置となるよう検討することとし、学級数を減ずる場合等は、複数の学科の学習内容に対応した学科に転換するなど、可能な限り生徒の学習選択幅を確保するよう配慮します。

#### イ 商業に関する学科

商業に関する学科は、道立高校では、商業科、総合ビジネス科、グローバルビジネス科、流通経済科、流通ビジネス科、国際経済科、国際流通科、国際ビジネス科、会計科、会計ビジネス科、情報処理科、情報ビジネス科、事務情報科の計13の小学科、また、市町村立高校の全日制では、商業科、会計ビジネス科、情報ビジネス科、情報コミュニケーション科、未来商学科の計5の小学科があり、市町村立高校も含めて31校に配置しています。

商業科配置校においては、企業経営者はもとより、大学や試験研究機関、地域産業界等と連携を深め、経済のグローバル化や情報化、サービス化など、ビジネスを取り巻く環境の変化に対応しながら、商業の各分野に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させるとともに、商業と社会の発展を図る創造的な能力と実践的な態度を育むなどして、本道の商業を担う人材を育成する必要があります。

こうしたことから、商業に関する学科については、産業特性等の地域の実情に応じて適切な配置となるよう検討することとし、学級数を減ずる場合等は、複数の学科の学習内容に対応した学科に転換するなど、可能な限り生徒の学習選択幅を確保するよう配慮します。

### (3) 生活や健康に関する社会的ニーズに対応する家庭科・看護科・福祉科

#### ア 家庭に関する学科

家庭に関する学科は、道立高校に、家政科、生活文化科、生活デザイン科の計3の小学科、また、市町村立高校の全日制に、食物調理科があり、市町村立高校も含めて4校に配置しています。

家庭科配置校においては、本道の生活産業等を取り巻く諸課題に対応し、多様な消費者のニーズに応えることのできる人材を育成する必要があり、産業社会の動向や地域・生徒の実態等を踏まえ、適切な配置となるよう検討します。

#### イ 看護に関する学科

看護に関する学科は、道立高校2校に小学科として、衛生看護科を配置しています。

看護に関する学科では、5年一貫教育のもと、衛生看護科を卒業した生徒の大部分は、専攻科看護科に進学し、看護師国家試験の合格を目指しています。

看護科配置校においては、健康の保持増進に寄与する能力と態度を育み、地域社会の医療を支える人材を育成する必要があることから、現状の配置を基本とします。

## ウ 福祉に関する学科

福祉に関する学科は、道立高校1校に小学科として、福祉科を配置しています。

福祉に関する学科では、多くの生徒が介護福祉士の資格を取得し、福祉関係の事業所等に就職するほか、福祉について学んだことを生かし、社会福祉、看護、保育系などの上級学校に進学しています。

福祉科配置校においては、社会福祉の増進に寄与する能力と態度を育み、地域の福祉を支える人材を育成する必要があることから、現状の配置を基本とします。

## 3 地域とつながる高校づくり

広域分散型の本道において、人口減少が急激に進む中、地域の教育機能の維持向上を図ることが求められており、高校においては、生徒が、家庭・地域における多様な活動や企業等と連携した活動を通じて獲得した経験を学校における学習活動の中で生かしていくことで、より豊かな学びにつながるよう、地域の教育資源を積極的に活用し、地域に根ざした教育活動を推進することが大切です。

また、地域においては、次代の郷土をつくる人材の育成や、学校を核としたまちづくりを目指し、地域社会の活性化に取り組んでいます。学校においては、地域の人々と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」に向けた取組を進めており、こうした中、地域連携特例校をはじめ、道内のすべての高校において、これまで以上に、地域とつながる高校づくりに取り組む必要があります。

### (1) 地域連携特例校

地域の教育機能の維持向上の観点や高校が地域で果たしている役割等を踏まえ、第1学年1学級の高校のうち、地理的状況等から再編が困難であり、かつ地元からの進学率が高い高校（旧指針における地域キャンパス校）は、地域連携特例校（以下「特例校」という。）に位置付け、地域連携協力校（以下「協力校」という。）等との連携した教育活動などにより、教育環境の充実を図ります。

また、少人数であっても、生徒の学習ニーズに対応した教育課程の編成を工夫するとともに、他校との積極的な交流を通じて、可能な限り切磋琢磨できる環境を整備します。

## ア 地域連携協力校との連携

特例校と協力校は、協力校からの出張授業や遠隔授業など、授業に関する連携のほか、合同の学校行事や部活動、生徒会交流などの授業以外の教育活動や教職員の研修などにも連携して取り組みます。

なお、具体的な連携の在り方については、両校による連携委員会で協議します。

## イ 地域連携協力校以外の高校との連携

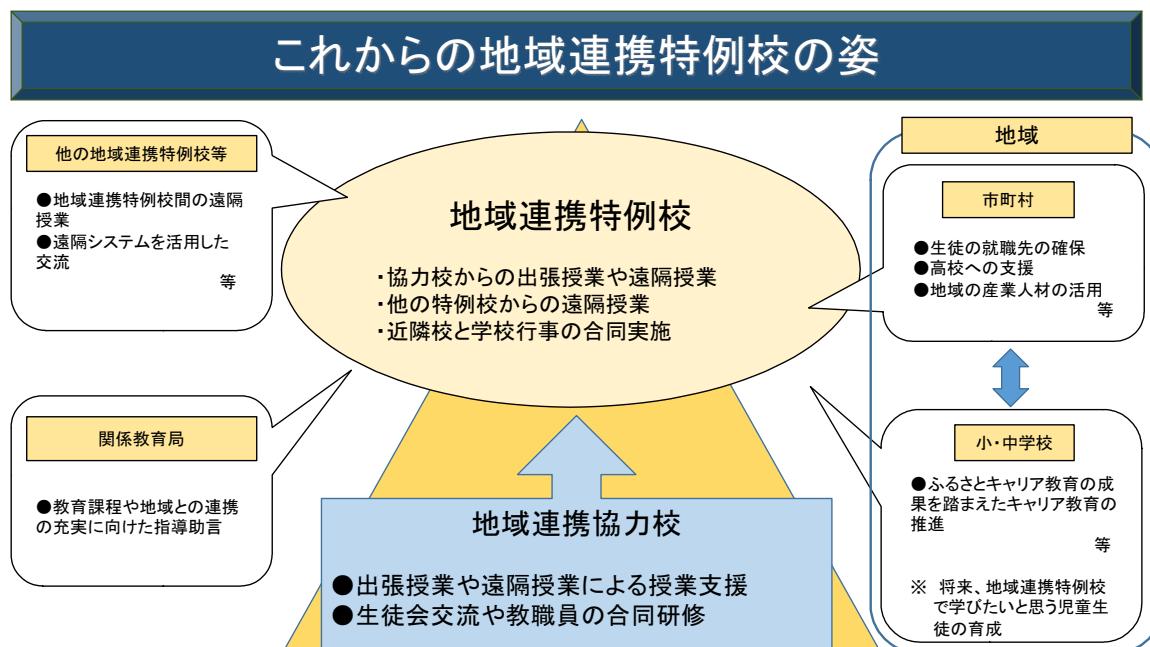
特例校間で、遠隔授業を実施するほか、遠隔システムを活用した生徒会交流や教職員の合同研修などに取り組むことを検討します。

なお、協力校以外の高校との間においても、様々な連携した教育活動を推進するとともに、都市部の規模の大きな高校から遠隔システムによる進路希望に応じた授業等の実施について検討します。

## ウ 地域と連携した取組

特例校では、学校と地域の連携・協働をより一層推進するため、市町村、小・中学校、地元企業、協力校、教育局などで構成する組織等の設置や、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）\*31の活用を検討します。

また、こうした組織の支援等のもと、地域の様々な教育資源を積極的に活用して、生徒の社会に参画する意欲を育んだり、地域の担い手としての自覚を高めたりするような教育活動を推進するなど、学校と地域が連携した高校の魅力化や特色づくりなどを進めます。



\*31 保護者や地域住民が一定の権限と責任を持って公立学校の運営に参画することを可能とする制度

## (2) 地域と密接に結び付いた取組の推進

### ア 他校種等との連携

市町村や地域の関係団体等のほか、小学校や中学校などの他校種との連携による、地域の特性や教育資源を生かしたキャリア教育などの取組や、道立学校間で相互に教員を派遣して授業等を行い、教育課程の充実を図る道立学校間連携の取組など、他校種等と連携した取組を推進します。

### イ 学校運営の改善に向けた地域住民の参画

高校における社会に開かれた教育課程の実現に向け、地域住民や保護者等と教育理念や学校課題を共有し、学校運営への支援や教育活動への参画・協力を目的とする既存の機会を拡充するとともに、地域と連携・協働し、地域の実情を踏まえた特色ある学校づくりを行うことができるよう、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入を進めます。